

申請・届出に添付する書類の原本証明について（旭川市）

各種申請・届出時に、①原本の添付をしていたもの、②本市保健所の窓口で資格証等の原本の提示をおこなっていたものについて、今後、原本の添付または窓口での原本の提示以外に、原本と相違ない旨を自ら証明した文書を添付する方法が可能となりました。（当課を介して北海道宛てに進達するものを含む）

○適用日

令和8年(2026年)5月1日

○対象となる申請・届出

次の法令に係る申請・届出が対象となります。
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法

○対象となる書類

- 資格を証する書面
 - 薬剤師免許証（登録済証明書含む）
 - 登録販売者の販売従事登録証
 - 医療機器等営業所管理者基礎講習修了証
 - 卒業証書
 - 毒物劇物取扱者試験合格証 等
- 登記事項証明書
- 医師の診断書
- その他原本証明が必要な書類

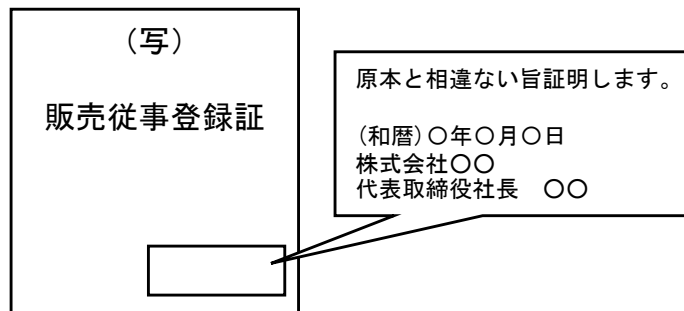
- ※ 許可証、認定証、登録票等については、別途原本提出が必要です。
- ※ 受験願書や身分証等に添付する写真はデータの提出不可です。

○原本証明の方法

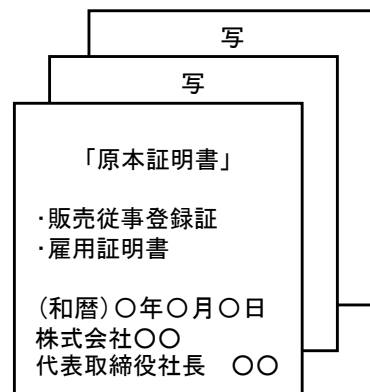
次のいずれかの方法により原本証明してください。

- 写しの余白に、「原本と相違ない旨」、「原本証明を行った年月日」および「証明者の氏名（法人の場合はその名称および代表者氏名）」を記入し、提出する。
 - 「原本証明書」に原本証明を行った書類名を記載し、各資格証等の写しを提出する。
- ※ 裏面に記載がある場合は、裏面も印刷し、原本証明を行ってください。

（1）で証明する場合



（2）で証明する場合



○留意事項

原本証明の内容に疑義が生じた場合は、資格証等の原本確認を求める場合があります。

○お問合せ先

旭川市保健所医務業務課 薬事担当 TEL 0166-25-9815